

個人情報点検監査支援業務 仕様書

1 業務の目的

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、「個人情報保護」と「データ流通」の両立・強化を目的として、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法という。）が改正された。これに伴い、令和5年4月1日から個人情報保護法第66条の求める安全管理措置を講ずる義務が課せられている。

また、「改正個人情報保護法等に関する令和5年度の地方公共団体等に対する監視・監督方針」（令和5年3月）において、マイナンバー法第35条の権限行使として、毎年、委員会において議決した検査計画に基づき、対象の地方公共団体等を選定して計画的な立入検査等を行うとしている。

こうした背景から本業務では、保有個人情報及び特定個人情報の安全管理措置の取扱状況について自己点検及び内部監査を行ったうえで課題を把握し、環境変化に対応した特定個人情報等の適正管理に資することを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 業務の内容

（1）点検監査の実施計画書作成

個人情報の安全管理措置の取扱状況について、責任体制を明確にし、点検監査内容や項目の調整、日程、役割分担及び進行管理を可能とする実施計画書を作成する。

（2）自己点検チェックリストの作成

個人情報の安全管理措置の取扱状況に関し、自己点検チェックリストを作成する。チェックリストは、回答の負担を軽減するために、チェック項目を絞り込みのうえ作成する。

（3）自己点検チェックリストの評価支援

自己点検の結果を集計、分析した点検結果報告書を作成する。報告書には、課題の抽出、取扱い及び適正管理に関する改善策の提案・助言を含むものとする。

（4）内部監査支援

自己点検の評価によって明らかになった課題を中心に、事務局と協力して内部監査を実施し、監査結果をまとめた内部監査報告書の作成を支援する。監査に当たっては、規程、手順、マニュアル、記録等の整備状況及びその内容が法令・ガイドライン等の要求水準を満たしているかどうか確認する。

監査の対象は、3部署を上限として、自己点検の結果により抽出した課題を参考に
して選定する。

(5) 研修の実施

各担当職員に対し安全管理措置について周知徹底を図るため、制度内容及び運用に關する研修（2時間×2コマ）を実施する。

4 成果品

本委託業務に係る成果品は次のとおりとする。

- (1) 点検監査実施計画書 データー式
- (2) 自己点検チェックリスト案 データー式
- (3) 自己点検結果報告書 データー式
- (4) 内部監査報告書 データー式
- (5) 研修資料 データー式

5 その他

- (1) 業務スケジュール及びこの仕様書に記載されていない事項については、委託者と協議しながら行うものとする。
- (2) 受託者は、委託者の情報資産の安全性を確保するものとし、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならない。具体的には、情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録がなされていることを必須とする（法人認定ではない担当者の個人資格は対象外）。
- (3) 受託者は、当町の個人情報の状況を踏まえつつ業務支援を行うこと。